# 令和4年度 境町地域防災計画

# 記述体系修正の概要

本年度の見直しについて、記述体系

各項目ごとの主要修正の概要を記載

【凡例】

新設: 新たに町で新設した項目

追加: 新たに町で追加した項目

変 更 : 項目は変わらないが、記述内容を

町で変更した項目

新設 : 法令、国・県の計画の修正に

基づき、新たに追加した項目

境町防災会議事務局

第1編 総則	主な改訂箇所
第1章 計画の目的及び構成	
第1節 計画の概要	
第2節 計画の構成	
第2章 <u>町の防災環境</u>	
第1節 自然環境の特性	町が低平地であることが風水害に影響す
第1 位置	**** る要因の一つであるため、すり鉢状の地 形であることなど <b>地域特性について追加</b>
第2 地形・地質	追加 利根川左岸に町が位置することや南北に
<u>第3 水系</u>	新設 わたって流れる中小河川、用水路が風水 害に大きく影響するため、 <b>水系(河川</b> )
第 <u>4</u> 気候	追加 について新設
第2節 社会環境の特性	風水害に影響を与える <b>降水状況について、</b> 文言を追加
第 1 <mark>町の構成及び</mark> 土地利用	で数に動に影響するし口の左め、東西市
第2 人口・世帯	追加 ・・・・・・
第3 道路交通網	追加 ・・・・ 災害時に重要となることや地方創生の観点から、より詳細な文言・要図を追加
第3章 災害履歴	
第1 <mark>節</mark> 地震災害	はこれまで掲載が欠落していた <b>火災につ いて、記録に基づき新設</b>
第2 <u>節</u> <u>気象災害</u>	追加 ・・・ 地震災害、気象災害、その他災害につい
第3節 火災	では、 <b>過去の災害記録</b> を正しく理解し今
第 <u>4節</u> その他災害	後の防災対応・対策に活かすため、 <b>整理</b> して <b>追加</b>
第 <u>4</u> 章 被害想定	また、町で、特に被害を受けた災害については特だしして掲載
第1節 <u>本町に被害をもたらす可能性のある地震</u>	
第1 茨城県地震被害想定	新設 県防災計画に基づき新設
<u>第2 首都直下地震</u>	が改
第3 南海トラフの巨大地震	新設 町においても最大震度5弱となる可能性 があるため新設
第2節 本町に被害をもたらす可能性のある水害	町に影響のある利根川、渡良瀬川、思川
第 1 <u>浸水想定区域図</u>	追加 は図を追加 は図を追加
第2 本町の被害想定	新設
第 <u>5</u> 章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	水害時の対応検討に影響するため、 <b>国の シミュレーション結果について新設</b>
第1節 防災責任者及び住民	
第2節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	変更 県防災計画に基づき、文言の変更

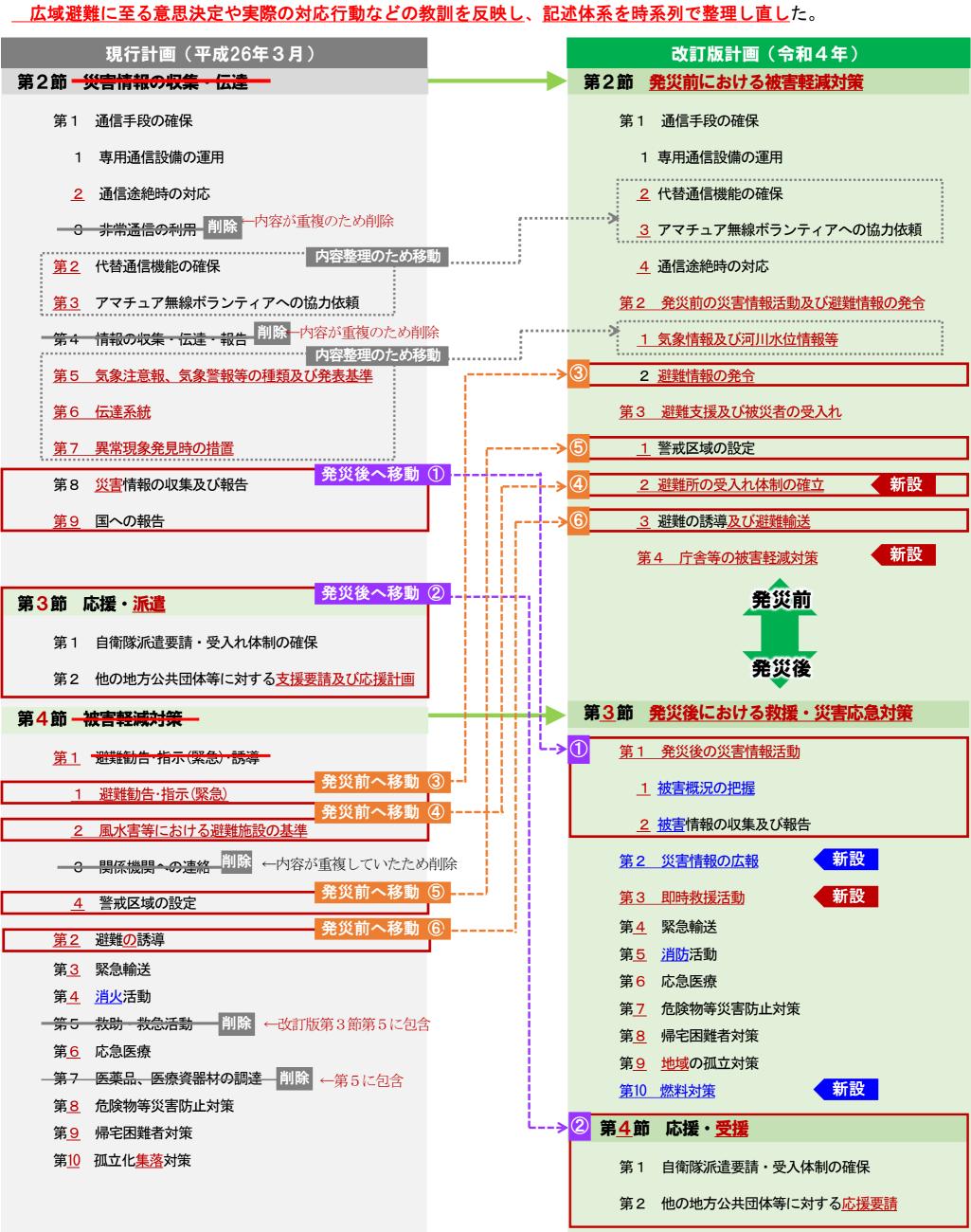
	編 風水害対策計画(1/3)		主な改訂箇所
第1章 災害予防	i計画		雨水バイパス管などハード対策としての
第1節 災害に	強いまちづくり		対策事業や河川整備について追加
第 1 防災ま	まちづくり方針の策定	追加	************************************
第2 防災に	こ配慮した都市計画の推進		水害時の緊急避難場所を兼ね備えた防災 ・ 拠点として <b>防災公園の整備を進めている</b>
第3 防災空	空間の確保と防災機能の強化	追加	ことについて追加
第4 防災拠	処点の整備と土木構造物 <u>等</u> の災害対策	追加	防災拠点機能の強化のため進めている <b>水</b>
第5 農地・	・農業 <u>の安全対策</u>		害避難タワーの建設、河川防災ステー
第6 社会的	り備蓄に関する取組みの推進	新設	ションの整備について国と協議、浸水域 内の公園の防災公園化等について追加
第2節 建築物	『等の安全対策の推進		
第 1 公共建	<b>建築物等の災害対策</b>	追加	国難級の大規模災害への対応のため、境 町モデルとしてモバイル建築の運用や河
第2 民間建	重築物等の災害対策		■ ・ 川防災ステーションの活用等、 <b>社会的備</b>
<u>第3 危険物</u>	物等施設の安全確保		蓄による全国支援ネットワークの推進に
第 <u>4</u> 文化則	才等の保護対策		ついて新設
第3節 水害予	防対策の推進		要配慮者への配慮として、避難所に使用
第 1 洪水過	壁難計画	変更 …	される建物の機能整備について追加
第 <u>2</u> <u>浸水</u> :	・冠水対策の推進		逃げ遅れゼロを目指した対策として、広
第 <u>3</u> 円滑か	いつ迅速な避難に向けた住民への啓発	追加	• 域避難所等の確保や情報収集 · 伝達体制 の整備について追加し変更
第4節 災害対	対策に携わる組織の整備		水防法の改正に基づき、最大規模を想定
第1 災害效	対策に携わる組織の整備	変更 ••••	した浸水想定区域の指定について追加
第2 相互応	な援体制の整備		町の活動体制について現況に即した内容
第3 防災糺	<b>L</b> 織等の活動体制の整備	;	に変更
第5節 情報収	集		災害時の情報通信の重要性から、防災行
第 1 <u>通信</u> 手	<u> </u>	追加	■ 政無線のデジタル化やドローンによる多
<u>第2 情報の</u>	0分析整理	新設	角的な情報収集について追加
第6節 災害被	g害軽減への備え (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き)		■ 国の防災基本計画に基づき、新設
第1 緊急輔	<b>輸送への備え</b>		
第2 臨時~	ヽリポートの設置		
第3 消火活	<b>5動、救助・救急活動への備え</b>		町の避難施設等の定義、町内の避難先及 び町外の広域避難先の指定状況、感染対
第4 医療刺	<b>牧護活動への備え</b>		策や女性、要配慮者、アレルギー等に配
第 5 被災者	音支援のための備え <u></u>	追加	慮した避難所の整備について追加
第6 要配慮	<b>電者の安全確保のための備え</b>	追加	災害対策基本法の改正に基づき、個別避
第7 燃料不	下足への備え	新設 …	難計画の作成の努力義務、水防法に基づ
第8 複合災	<b>炎害対策</b>	利以	き避難確保計画作成及び訓練の実施義務、 について追加
第7節 防災教	文育・訓練		
第 1 防災知	口識の普及計画	追加	県防災計画に基づき新設
第 2 防災訓	川練		過去の災害の粉訓を味まる 災害ロッち
第3 災害に	に関する調査研究		過去の災害の教訓を踏まえ、災害リスク と取るべき行動の理解促進や適時適切な 避難行動の促進など、住民等に対する防

災教育内容について追加

į	第2編 風水害対策計画(2/3)			主な改訂箇所
第2章 災害	<b>害応急対策計画</b>			
第1節	初動対応			現行計画で欠落していた初動対応チーム
<u>第</u> 1	初動対応組織の編成	新設 …		の編成について新設
第 <u>2</u>	職員参集・動員			実態に即した配備基準、配備体制、情報
第3	災害対策本部設置前の動員	変更 …		会に即じた配備を学、配備体制、情報会に対した配備を学、配備体制等を変更に対した配備を学、配備体制等を変更に対した。
第 4	災害対策本部設置時の動員			はたりたく幼女田口、地域所がりて父人
<u>第 5</u>	広域避難等を要する場合の組織体制	新設 ***		広域避難を要する場合の移行条件など明
第2節	<u>発災前における被害軽減対策</u>		ř	<ul><li>確化するため、項目を整理し、広域避難</li></ul>
第 1	通信手段の確保			時の組織編成について新設
	<u>発災前の災害情報活動及び避難情報の発令</u>			
	<u>避難支援及び被災者の受入れ</u>	⊅r=n.		災害時応急活動の中枢拠点となる町役場
	庁舎等の被害軽減対策	新設	•••••	庁舎の対策について新設
	<u>発災後における救援・災害応急対策</u>			
	<u>発災後の災害情報活動</u>	<del>de</del> =0.		
	災害情報の広報	新設 !•	•••••	県防災計画に基づき、新設
	即時救援活動	新設 ''	•••••	人命救助を重視した活動として新設
	緊急輸送		<b>※</b> 編	枠内の第2節~第4節までの記述体系
	<u>消防</u> 活動			時系列に修正
	応急医療 危険物等災害防止対策	ш		考》第2章災害応急対策計画
	帰宅困難者対策			
	地域の孤立対策			第2節~第4節について 参照
	燃料対策	新設		<b>月叶巛共南に甘べも、並乳</b>
	<u>応援・受援</u>	利		県防災計画に基づき、新設
第 1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	追加 ・		自衛隊の派遣要件、境町支援担当部隊の
第 2	他の地方公共団体等に対する応援要請			・指揮・派遣要請系統、具体的な受入要領
第5節	被災者生活支援			について追加
第 1	被災者の把握 <u>等</u>	追加 ••		国の防災基本計画に基づき、安否不明者
第 2	避難生活の確保、健康管理	追加	••	について追加
第 3	ボランティア活動の支援			県防災計画に基づき、避難所の感染症対
第 4	<u>ニーズの把握</u> ・相談窓口の設置・ <u>被災者への情報伝達</u>			策について追加
第 5	生活救援物資の供給			
第 6	要配慮者の安全確保対策			
第 7	応急教育			
<u>第 8</u>	<u>義援物資対策</u>	新設		県防災計画に基づき新設
	<u>愛玩動物の保護対策</u>	WIDC		ハミスコロータンとを反
	災害救助法の適用			
	災害救助法の適用	/ <del></del>		災害救助法の改正に基づき、災害救助基
	災害救助法による救助	変更 ••	••••	準を変更
	応急復旧・事後処理			
	建築物の応急復旧			
第 2	土木施設の応急復旧			
第3	ライフライン施設の応急復旧	<u>≥á hn</u>		災害対策基本法の改正に基づき、災害廃
	<u>災害廃棄物等の処理</u> ・防疫・障害物の除去	追加 •	••••	棄物対策に係る記載について追加
第 5	行方不明者等の捜索			

## 《参考》 第2章災害応急対策計画 第2節~第4節について

- 現行計画の記述体系は機能別であり、<u>発災前・発災後の活動が混合</u>している。また、<u>水害では、発災前の避難の意思決定、避難情報の発令、避難支援までのプロセス</u>及び<u>発災後の救助活動が極めて重要</u>であるが、一部の記述に留まり、あるいは欠落している。
- 改訂版では、「広域避難」を焦点に当てて修正を進めており、<u>令和元年度東日本台風における本部長(町長)の</u> 広域避難に至る意思決定や実際の対応行動などの教訓を反映し、記述体系を時系列で整理し直した。



	第2編 風水害対策計画(3/3)		主な改訂箇所
第3章 災	害復旧・復興対策計画		
<u>第1節</u>	復旧・復興の基本方向の決定		
<u>第 1</u>	基本方向の決定	新設	■ 国の防災基本計画に基づき、新設
<u>第 2</u>	対策の推進		
第 <u>2</u> 節	被災者の生活安定化		
第 1	義援金品の募集及び配分		
第 2	災害弔慰金等の支給及び災害援護 <u>資金等</u> の支給	変更	・ 県防災計画、現況に基づき変更
第 <u>3</u>	<u>租税及び</u> 公共料金 <u>等</u> の特例措置		
<u>第 4</u>	住宅建設の促進	新設	■ 県防災計画に基づき新設
第5	被災者生活再建支援法の適用		
<u>第 6</u>	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	新設	・ 県防災計画に基づき新設
第 <u>3</u> 節	被災施設の復旧		
第 1	災害復旧事業計画の作成		
第 2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画等の作成		
<u>第 3</u>	解体、がれき処理	新設	■ 県防災計画に基づき新設
第 <u>4</u> 節	激甚災害の指定		
第 1	災害調査		
第 2	激甚災害指定の手続き		
第 <u>5</u> 節	災害復興計画		
<u>第 1</u>	事前復興対策の実施	新設	・ 県防災計画に基づき新設

第<u>3</u> 災害復興方針及び災害復興計画の策定

第<u>4</u> 災害復興対策事業の実施

	第3編 震災対策計画(1/3)		主な改訂箇所
第1章 災	害予防計画		
第 1 節	災害に強いまちづくり		災害時の緊急避難場所を兼ね備えた防災
第 1	防災まちづくり方針の策定		拠点として防災公園の整備を進めている
第 2	防災に配慮した都市計画の推進		ことについて追加
第3	防災空間の確保と防災機能の強化 追加	j.	
第 4	防災拠点の整備と土木構造物 <u>等</u> の災害対策 <b>追加・・・</b>		水害避難タワーを水害のみならず防災拠点
第5	社会的備蓄に関する取組みの推進 新設・・・・	., I	としての機能強化についての記述を追加
第 <u>2</u> 節			国難級の大規模災害への対応のため、境
第 1	建築物の <u>耐震化・</u> 不燃化 <u>等</u> の <u>促進</u>		町モデルとしてモバイル建築の運用や河
第 2	土木施設の耐震化の推進	F	川防災ステーションの防災拠点としての 活用等、社会的備蓄による全国支援ネッ
第3	ライフライン施設の耐震化の <mark>促進</mark>		トワークの推進について新設
第 4	地盤災害防止対策の推進		「建築物の耐震改修の促進に関する法
第5	危険物等施設の安全確保		律」に基づき、町の特定建築物の対象・
<u>第6</u>	文化財等の保護対策		耐震化の現状や目標、地震対策の現況等 について追加
第 <u>3</u> 節	災害対策に携わる組織の整備		
第 1	災害対策に携わる組織の整備 変更 ••	•••••	町の活動体制について現況に即した内容 に変更
第2	相互応援体制の整備		一
第3	防災組織等の活動体制の整備		
第 <u>4</u> 節	情報収集		災害時の情報通信の重要性から、防災行
第 1	通信手段の確保・・・	•••••	政無線のデジタル化や防災アプリ、ド ローンによる多角的な情報収集について
<u>第 2</u>	情報の分析整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	追加
第 <u>5</u> 節	災害被害軽減への備え		
第 1	緊急輸送への備え	•	国の防災基本計画に基づき、新設
第 2	臨時ヘリポートの設置		町の避難施設等の定義、町内の避難先指
第3	消火活動、救助・救急活動への備え		定状況、感染対策や女性、要配慮者、ア
第 4 	医療救護活動への備え		レルギー等に配慮した避難所の整備について追加
第5	被災者支援のための備え 追加・・・	.:	
第6	要配慮者の安全確保のための備え	•••••	「災害対策基本法」の改正に基づき、個 別避難計画作成の努力義務について追加
第7	<u>燃料不足への備え</u> 新設・・・・		県防災計画に基づき新設
第8	複合災害対策		スツスロロ1〜全ノC 利以
第 <u>6</u> 節 	防災教育・訓練		過去の災害の教訓を踏まえ、災害リスク
———— 第 1	防災知識の普及計画 追加 ・・・	•••••	と取るべき行動の理解促進や適時適切な 避難行動の促進など、住民等に対する防
第2	防災訓練		災教育内容について追加
第3	災害に関する調査研究		

	第3編 震災対策計画(2/3)		主な改訂箇所
第2章 災	害応急対策計画		
第1節	初動対応		第2編記述した初動対応チームの編成に
<u>第 1</u>	初動対応組織の編成	新設	ついて新設(震災対応にも準用)
第 <u>2</u>	職員参集・動員	<u> </u>	実態に即した配備基準、配備体制、情報
第 <u>3</u>	災害対策本部設置前の動員	変更	伝達手段、動員計画等を変更
第 <u>4</u>	災害対策本部設置時の動員	追加	避難所の開設や被災者の輸送支援など水
第5	被災状況を把握するための組織体制	新設 …	* 害時の広域避難の組織編成を準拠した震
第2節	災害情報の収集・伝達		災の対応について追加
第 1	通信手段の確保		・ 被害調査隊の編成や事務分掌について新設
第 <u>2</u>	<u>災害</u> 情報の収集・伝達・報告	追加	地震発生後に焦点を当て、情報収集・伝
<u>第3</u>	災害情報の広報	新設	達・報告について詳細を追加
第 <u>3</u> 節	被害軽減対策		■ 県防災計画に基づき、新設
<u>第1</u>		新設	
第 <u>2</u>		追加	□ 第一は人命救助・捜索活動であることから 項目を新設
第 <u>3</u>		追加	
第 <u>4</u>	<u>消防</u> 活動		延焼火災、危険物流出等における避難情報
第 <u>5</u>	応急医療		地震災害時の避難施設の基準について追加
第 <u>6</u>	危険物等災害防止対策		災害救助法改正に伴う災害時の放置車両
	帰宅困難者対策		の取り扱い・移動の流れについて追加
	<u>地域</u> の孤立対策	新設	■ 県防災計画に基づき、新設
	燃料対策	A) IX	- 宗防火計画に基づき、制設
第 <u>4</u> 節	応援・ <u>受援</u>	^∆ ho	自衛隊の派遣要件、境町支援担当部隊の
第 1		追加	• 指揮・派遣要請系統、具体的な受入要領 について追加
第2	他の地方公共団体等に対する <u>応援</u> 要請		しった。とほ加
第5節	被災者生活支援 被災者の把握等	追加	国の防災基本計画に基づき、安否不明者
第 2	MAN H of JEHE -1	追加 ••••	について追加
第3	ボランティア活動の支援	追加	県防災計画に基づき、避難所の感染症対
	ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	****	策について追加
第 5	生活救援物資の供給		
第6	要配慮者の安全確保対策		
第7	応急教育		
第8	義援物資対策	±r∈n	
第 9		新設	・県防災計画に基づき新設
第6節	災害救助法の適用		
第1	被害状況の把握及び認定		
第2	災害救助法の適用		
第3	災害救助法による救助	変更	災害救助法の改正に基づき、災害救助基
第7節	応急復旧・事後処理		準を変更
第1	建築物の応急復旧		
第 2	土木施設の応急復旧		
第3	ライフライン施設の応急復旧		
第 4	<u>災害廃棄物等の処理</u> ・防疫・障害物の除去	追加	災害対策基本法の改正に基づき、災害廃
第 5	行方不明者等の捜索	_	棄物対策に係る記載について追加

	第3編 震災対策計画(3/3)		主な改訂箇所
第3章 災	害復旧・復興対策計画		
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	新設	国の防災基本計画に基づき、新設
<u>第 1</u>	基本方向の決定		
<u>第 2</u>	対策の推進		
第 <u>2</u> 節	被災者の生活安定化		
第 1	義援金品の募集及び配分		
第 2	災害弔慰金等の支給及び災害援護 <u>資金等</u> の支給	変更	県防災計画、現況に基づき変更
第 <u>3</u>	<u>租税及び</u> 公共料金 <u>等</u> の特例措置		
<u>第 4</u>	住宅建設の促進	新設	県防災計画に基づき新設
第 <u>5</u>	被災者生活再建支援法の適用		
<u>第 6</u>	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	新設	県防災計画に基づき新設
第 <u>3</u> 節	被災施設の復旧		
第 1	災害復旧事業計画の作成		
第 2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画等の作成		
<u>第 3</u>	解体、がれき処理	新設	県防災計画に基づき新設
第 <u>4</u> 節	激甚災害の指定		
第 1	災害調査		
第 2	激甚災害指定の手続き		
第 <u>5</u> 節	災害復興計画		
<u>第 1</u>	事前復興対策の実施	新設	県防災計画に基づき新設

第<u>3</u> 災害復興方針及び災害復興計画の策定

第<u>4</u> 災害復興対策事業の実施

## 第4編 原子力災害対策計画

## 第1章 災害予防計画

第1節 災害予防

## 第2章 緊急事態応急対策計画

第1節 情報の収集と伝達

第2節 応急対策計画

第1 防護措置の判断基準

第2 初動対応

第3 応急対策

## 第3章 復旧・復興対策計画

第1 除染措置及び各種制限措置の解除

第2 健康管理・風評被害対策

## 第4章 原子力災害による避難者(広域避難者)の受入れ

第1 広域避難対象の市町村(本町の受入対象市町村)

第2 受入支援体制

## 主な改訂箇所

原子力災害への対応の基本事項の掲載が 欠落していたため、事態の進展に伴う緊 急事態の防護措置や、防護措置の基準等 について新設

新設

新設 \*\*\*\*\*

協定に基づき、他の被災地からの広域避難者の受入体制確立のため、受入対象市町村の避難計画の概略と町の受入支援体制について新設

### 第5編 一般災害対策計画

#### 第1章 航空災害対策計画

- 第1節 災害予防計画
- 第2節 災害応急対策計画

#### 第2章 道路災害対策計画

- 第1節 災害予防計画
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
- 第3節 災害応急対策計画

#### 第3章 危険物等災害対策計画

- 第1節 災害予防計画
- 第2節 災害応急対策計画
  - 第1 発災直後の情報の収集・連絡(各災害共通事項)
  - 第2 活動体制の確立<u>(各災害共通事項)</u>
  - 第3 避難誘導対策 (各災害共通事項)
  - 第<u>4</u> 搜索·救出·救助対策<u>(各災害共通事項)</u>
  - 第5 応援要請対策(各災害共通事項)
  - 第<u>6</u> 医療救護対策<u>(各災害共通事項)</u>
  - 第<u>7</u> 緊急輸送の確保<u>(各災害共通事項)</u>
  - 第8 石油類等危険物施設の事故応急対策
  - 第9 高圧ガス、火薬類の事故応急対策
  - 第<u>10</u> 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策
  - 第11 放射線使用施設等の事故応急対策

#### 第4章 大規模な火事災害対策計画

- 第1節 災害予防計画
  - 第1 災害に強いまちづくり
  - 第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
  - 第3 防災知識等の普及
- 第2節 災害応急対策計画

#### 第5章 林野火災対策計画

- 第1節 災害予防計画
  - 第1 林野火災に強い地域づくり
  - 第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
  - 第3 防災活動の促進
- 第2節 災害応急対策計画

#### 第6章 雪害対策計画

- 第1節 災害予防計画
  - 第1 雪害に強い地域づくり
  - 第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 第2節 災害応急対策
- <u>第 1 初動対応</u>
- 第2 交通路の確保
- 第3 住民への周知

#### 第7章 感染症等対策計画

- 第1節 災害予防計画
  - 第1 人を対象とした感染症予防
  - 第2 動物を対象とした伝染病予防
- 第2節 災害応急対策
  - <u>第1 人を対象とした感染症対策</u>
  - 第2 動物を対象とした伝染病対策

移動

追加

新設

新設

新設

危険物等災害対策は、共通する対応と危 険物の種別により対応が異なる部分があ り混合しやすいため、個々の事故応急対 策の前に共通事項を移動し、タイトルに 「各災害共通事項」という文言を追加

主な改訂箇所

県防災計画に基づき新設

• 県防災計画に基づき新設

町内において降雪による災害発生を未然 に防止するとともに、発災時の被害の軽 減を図るため、安全な交通の確保、降雪 体制の確保等の対策について新設

新設

現在のコロナ禍などに見る感染症の蔓延 や鳥インフルエンザなどの感染症の蓋然 性から、人を対象とした感染症、動物を 対象とした伝染病の対策について新設

3-参考資料 1 資料編については、関係項目ごとに整理し、本編改訂に伴い、新たに資料を追加した。 主な追加箇所 ※ (震):風水害編、震災編では章節項の構成・番号は違 1 組織関係 うものの共通する項目がある。そのため主な追加箇所とし 1-1 防災会議条例 ては、代表して風水害編の該当箇所を記載 1-2 災害対策本部条例 消防団の他、茨城西南広域消防本部、消 1-3 消防組織の体制 防水利施設について追加 1-4 自主防災組織等 第2編第1章第4節第3「1自主防災組 2 <u>応援・</u>協定<u>関係</u> 織の育成・連携」に基づき追加(震) 2-1 災害応援協定一覧 新設 第2編第2章第4節第2「1応援要請の 2-2 災害時の相互応援に関する協定及び同実施細目 実施」に基づき追加(震) 2-3 茨城県広域消防相互応援協定書 経年変化の修正 (R4現在までの協定を追加) 2-4 茨城県防災ヘリコプター応援要綱 第2編第2章第4節第2「1応援要請の 2-5 災害救助に必要な物資の調達に関する協定(流通在庫備蓄) 実施」に基づき、指揮系統等を追加(震) 2-6 自衛隊への災害派遣関係 新設 第3編第2章第2節第2「1地震情報の 3 避難情報等の基準 収集・伝達」に基づき追加 3-1 気象情報発表の基準 3-2 水位観測所の位置 令和4年度デジタル化に伴う現状に整合 • 同報系基地局子局: 2局新規開設 新設 3-3 緊急地震速報 ・同報系野外拡声子局:現状の6から17局に増設 ・移動局の廃止(携帯の普及、デジタル携帯無線機 4 情報・通信関係 の導入) 4-1 通信拠点 第2編第1章第5節第1「3情報通信設備の災 4-2 防災行政無線関係 害時の機能確保」、同編第2章第2節第1「2 4-3 特設公衆電話設置場所 新設 代替通信機能の確保」に基づき追加(震) ・災害時使用できる固定電話回線を各公共指定避難 新設 4-4 その他の情報・通信手段 所に設置 4-5【様式】放送申込書 新設 第2編第1章第5節「第1通信手段の確 5 避難所及び緊急避難場所 保」に基づき追加 5-1 指定避難所兼指定緊急避難場所 各種システム、防災アプリ等 5-2 指定緊急避難場所(町内) 第2編第2章第3節第2「2報道機関へ 5-3 協定に基づく民間の緊急避難場所 の対応」に基づき追加(震) 5-4 指定広域避難所 ・報道機関への発表時の基本となる様式 新設 5-5 指定広域緊急避難場所 第2編第1章第6節第5「1避難施設等 5-6 広域避難所及び広域緊急避難場所の位置関係 の整備」に基づき追加(震) <u>5-7 福祉避難所</u> ・平成26年以降、新たに指定した広域避難所、広 6 防災設備・施設及び防災拠点等 域避難場所、行政区の公民館等について整理 6-1 防災設備等 第2編第1章第1節第4「1防災拠点と 新設 <u>6-2 防災施設</u> 避難施設の整備」に基づき追加(震) 6-3 防災拠点 6-1(1)水害避難タワー (3)役場庁舎の予備電源

- 6-2 (2) 防災倉庫(各小学校)
- (4)モバイル建築ユニット
- (2)土のうステーション
- (1)耐震性貯水槽 6-3

- (1)防災拠点設定の考え方 (5)ふれあいの里 (2)防災拠点等の全般位置図 (6)さくらの丘防災公園
- (3)主要な防災拠点適地位置関係(7)境町利根川左岸河川防災ステーション
- (8) さかいR&D (研究・開発) センター

近年の水害実績を踏まえ道路冠水危険箇 所を追加し要図化

第2編第2章第2節第3「3避難の誘導 及び避難輸送支援」に基づき追加 祖式・調整系統、Gp区分、バスの運用可能台数等

第2編第1章第6節第7「2災害応急対 策車両等の指定」に基づき追加(震) ・手続き、表示事項

水害避難タワー、PFI住宅屋上にレス キューポイントを設定したため追加

#### <u>7</u>-1 路面冠水<u>危険</u>箇所

6-4 防災関係施設等位置図

- <u>7</u>-2 危険物<u>·火薬類等関連</u>施設<u>の現況</u>

#### <u>8</u> 輸送<u>・交通関係</u>

- <u>8-1 緊急輸送道路</u>
- 8-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準
- 8-3 茨城県バス協会貸切バス委員会県西支部の支援体制
- 8-4 【様式】災害応急対策車両指定の報告様式
- 8-5 【様式】災害応急対策車両ステッカー(第1順位、第2順位)
- 8-6 臨時ヘリコプター離発着場及びレスキューポイント

追加

新設

新設

追加

12

## 資料編

#### 9 救急・救助関係

- 9-1 医師会
- <u>9</u>-2 <u>第3次</u>医療機関
- 9-3 救急車保有台数
- 9-4 移動入浴車保有状況等
- 9-5 給水拠点及び給水能力
- 9-6 給水車等配備状況
- 9-7 町所有車両

#### 10 備蓄関係

-10-1 炎害対策本部用備蓄資機材

10-1 備蓄倉庫の位置及び備蓄品の保管状況

追加 ---- 備蓄倉庫及び備蓄品の現状を明確化する ため追加

# 11 ゴミ焼却・し尿処理・火葬場等の施設関係

- 12-1 さしま環境管理事務組合
- -12-2 可燃-不燃等ごみ焼却施設-
- <del>- 12-3 し尿処理施設</del>-
- <del>12-4 火葬場(公営広域)</del>
  - 11-1 さしま環境管理事務組合の組織及び業務
- 11-2 さしま環境管理事務組合の業務
- 11-3 各施設の位置
- 11-4 「さしま環境センター」内処理施設の概要
- 11-5 「さしまクリーンセンター寺久」内処理施設の概要

#### **12** 文化財<u>関係</u>

- 12-1 県指定文化財
- 12-2 町指定文化財
- 12-3 町の文化財の所在地位置図

#### <u>13</u> 災害救助法<u>関係</u>

- 13-1 災害救助法の適用基準
- <u>13-2</u> 被害<u>認定</u>基準
- 13-3 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

削除

- 13-4 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用
- <u>13-5 災害時における人的被害情報の公表方針</u>
- 13-6 【様式】被害状況報告表
- 13-7 【様式】災害概況即報
- 13-8 【様式】被害状況即報
- 13-9 【様式】災害救助法適用申請書

#### 14 要配慮者対策関係

14-1 洪水避難確保計画策定対象の社会福祉施設等(水防法第15条)

#### 15 町に被害をもたらした主な災害の統計資料関係

- 15-1 大規模地震:平成23年3月11日 東日本大震災
- 15-2 大規模内水氾濫対応:平成27年9月 関東・東北豪雨
- 15-3 広域避難:令和元年10月 東日本台風
- 15-4 感染症対応:令和2年~ 新型コロナウイルス感染症

#### 16 除雪体制関係

- 16-1 境町ふるさとまつり協力会雪害時災害連絡網
- 16-2 町道除雪対象路線及び協力会の担任
- 16-3 塩化カルシウム散布箇所
- <u>16-4 除雪対象路線の担任及び塩カル散布位置図</u>

新設

新設

新設

新設

新設

第3編第1章第2節第3「6廃棄物処理 施設」に基づき追加

主な追加箇所

※ (震):風水害編、震災編では章節項の構成・番号は違

うものの共通する項目がある。そのため主な追加箇所とし

ては、代表して風水害編の該当箇所を記載

組織、ゴミ・し尿等の処理、火葬等の能力、施 設の位置等

第2編第1章第2節「第4文化財等の保 護対策」に基づき追加(震)

非常持ち出しに必要な保管位置等を明確化

第2編第2章第3節第1「2被害情報の 収集及び報告」に基づき追加(震)

・災害救助法の改正に基づき最新の基準に修正

第2編第2章第3節第1「2被害情報の 収集及び報告」に基づき追加(震) 行方不明者の定義等の根拠

### 第2編第2章第3節第3「2安否不明者 の捜索」に基づき追加(震) 安否不明者の公開捜査時の公表情報の基準

第2編第1章第6節第6「2社会福祉施設等の安全体制の確保」に基づき追加・水防法の改正に基づく避難確保計画を作成す

・水防法の改正に基づく避難確保計画を作成す る社会福祉施設等の指定

第1編「第3章災害履歴」に基づき追加 ・今後の災害対応の参考となる大規模内水氾濫、広 域避難の実態(アンケート)・対応実績・統計等 15-4については、第5編第7章第2節 第1「3感染症の感染者発生時の対応方 針」に基づき追加

・今後の感染症対策となる感染症の実態、対応実績 などを明記

第5編第6章第1節第1「3除雪体制等の整備」に基づき追加

現状の雪害対応体制・除雪実施担任(場所) を明記

新設

新設

#### 資料編

#### 17 台帳

- 17-1 罹災証明書
- 17-2 避難所収容日誌
- 17-3 避難所用物品受払簿
- 17-4 避難所及び収容状況
- 17-5 炊き出し受給者名簿
- 17-6 食料品現品給与簿
- 17-7 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- 17-8 炊出し用物品借用簿
- 17-9 飲料水供給簿
- 17-10 物資受払簿
- 17-11 判定の実施決定に関する連絡書
- 17-12 判定実施班及び判定拠点の設置連絡書
- 17-13 応急危険度判定支援 要請書(県知事宛)
- 17-14 応急危険度判定支援 要請書(兼判定支援班長宛)
- 17-15 応急仮設住宅台帳
- 17-16 住宅応急修理記録簿
- 17-17 医療救護班診療記録
- 17-18 医療救護班医薬品衛生材料使用簿
- 17-<u>19</u> 医療救護班の編成および活動記録
- 17-20 医療衛生材料受払簿
- 17-21 病院、診療所医療実施状況
- 17-22 助産台帳
- 17-23 被災者救助状況記録簿
- 17-24 障害物除去の状況記録簿
- 17-25 埋葬台帳
- 17-26 遺体捜索状況記録簿
- 17-27 遺体捜索用機械器具燃料受払簿
- 17-28 遺体捜索用機械器具修繕費
- 17-29 遺体処理台帳
- 17-30 被害状況報告書
- 17-31 防疫活動状況報告書
- 17-32 災害防疫業務完了報告書
- 17-33 学用品の給与状況
- 17-34 捜索者名簿

※ (震):風水害編、震災

変更

※(震):風水害編、震災編では章節項の構成・番号は違うものの共通する項目がある。そのため主な追加箇所としては、代表して風水害編の該当箇所を記載

主な追加箇所

■ 最新の様式に修正

新設 3編 地震等における応急危険度判定に 必要な文章の要式を追加

第2編第2章第3節第3「2行方不明者 の捜索」に基づき追加(震)

14

新設